

が願ひも至極ながら云々、五元集に青山邊にて踊子を馬でいづくへ星は北といふ句あり、馬にて迎ふるをいふなるべし、借駕籠制禁の頃とみゆ、此踊子といふもの、始終絶ずして、後は名のみにて踊りはせず、それより藝者といふ事になりぬ、明和安永天明の頃、女藝者はやりて、江戸端々、遊所はさらなり、いづくの町にもなき處なかりしとぞ。

〔浪花街迺噂〕万松、大阪では藝者のことを藝子といひやす、鶴人さやうさ、藝者と藝子の分ちは、江戸よりは大阪の方がようムリヤス、藝者といへば、大阪でハ男藝者のこと、藝子といへば、女のことでありヤス、者の字が男になり、子の字が女になるは、寸志の無言語ではありやすめいか千長なるほど動やせん、千松、大阪でハ藝者がイヤ、藝子が女郎より上座をするちやアムリやせんか、鶴人、それも善きまりでムリヤス、新町阪○大では、江戸の通り、やつぱり女郎の下へ、藝子が居やす、其外の場所では、藝子が上座へすはりやす、万松、大阪では、藝子が大鼓をたいて、踊ちやありやせんか、鶴人、ナニ踊といふ譯ではありやせん、舞ふのでありやす、大鼓もた、きやすが、三味線へのる鹽梅が、至て古風で、上品なものでありやす、信州の輕井澤や追分で、太鼓をたいて、女郎の踊るとは、同日の御嘶にはなりやせん。

〔享保集成絲綸錄 四十六〕元祿十二卯年四月

一前々も相觸候得共、女おどり子彌抱置、あるかせ申間敷候事、○中

以上

四月

〔徳川禁令考 五十〕淨瑠璃女藝者、嘉永元申年八月

女藝者之儀町觸

町々女藝者と唱候もの、親兄杯之爲無據藝一通りニ、而、茶屋向等、江被雇候儀、格別、女を抱置藝